

京都市交通局競争入札等取扱要綱

制定 平成6年5月2日

改正 平成7年4月1日、平成10年4月1日、平成11年10月27日、平成13年7月17日、
平成14年12月27日、平成15年4月1日、平成15年10月31日、平成16年4月1日、
平成17年4月1日、平成17年6月30日、平成18年4月1日、平成19年3月30日、
平成19年5月18日、平成21年6月30日、平成23年3月30日、平成24年9月28日、
平成25年4月1日、平成25年5月31日、平成26年4月1日、平成26年10月10日、
平成27年11月10日、平成29年9月28日、平成31年3月29日、令和3年3月29日、
令和4年3月18日、令和4年10月31日、令和5年3月15日

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 競争入札の参加者の資格（第2条～第6条）
- 第3章 競争入札等運用委員会（第7条～第12条）
- 第4章 一般競争入札（第13条～第21条の13）
- 第5章 指名競争入札（第22条～第28条）
- 第6章 競争入札参加停止（第29条～第31条）
- 第7章 契約の締結（第32条～第34条）
- 第8章 雑則（第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、京都市交通局（以下「局」という。）が発注する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格及び競争入札の方法並びに競争入札の参加停止の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法第2条第1項に定める建設工事をいう。
- (2) 測量、設計等 工事の設計若しくは監理、又は測量、地質調査その他の工事に関する調査、企画等をいう。
- (3) 物品等の調達 物品の購入、売払い、修繕若しくは賃借、製造の請負、印刷、役務の提供（委託（測量、設計等を除く。）を含む。）又は著作物の使用許諾等をいう。
- (4) 特定競争入札参加資格 地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の5の2の規定により管理者が定めた一般競争入札を行う者に必要な資格及び令第167条の12第1項の規定による指名を受ける者に必要な資格をいう。

- (5) 事前確認資格 競争入札の入札の前に確認する特定競争入札参加資格をいう。
- (6) 事後確認資格 競争入札の開札の後に確認する特定競争入札参加資格をいう。
- (7) 事後確認型一般競争入札 特定競争入札参加資格の全部又は一部の確認を開札の後に
行うこととする一般競争入札をいう。
- (8) 有効入札者 競争入札の予定価格の制限の範囲内において有効な価格で入札を行なっ
た者をいう。
- (9) 最低価格入札者 有効入札者のうち、最も低い価格をもって入札した者（物品の売払い
の契約にあつては最も高い価格で入札した者）をいう。
- (10) 通常型指名競争入札 指名競争入札に参加する者について、その者の当該競争入札参加
の意向に関係なく令第167条の12第1項の規定による指名を行う指名競争入札をい
う。
- (11) 意向反映型指名競争入札 工事及び設計、測量等（以下「工事等」という。）に係る指
名競争入札で、管理者が選定した者について当該指名競争入札参加の意向を確認し、当該
指名競争入札参加の意向を有する者について令第167条の12第1項の規定による指
名を行うものをいう。
- (12) 公募型指名競争入札 特定競争入札参加資格の要件を示して入札参加者を公募し、参加
の申請を行った者のうち当該資格があると認められる者について、令第167条の12第
1項の規定による指名を行う指名競争入札をいう。
- (13) 参加希望型指名競争入札 物品等の調達に係る公募型指名競争入札で、電子入札システ
ム（京都市交通局契約規程（以下「規程」という。）第7条第1項に規定する電子入札シ
ステムをいう。以下同じ。）により入札した者が開札まで秘匿されるものをいう。
- (14) 事後確認型指名競争入札 公募型指名競争入札又は参加希望型指名競争入札で、特定競
争入札参加資格の確認の一部を開札の後に行うこととするものをいう。
- (15) 市内中小企業 京都市公契約基本条例第2条第3号に規定する市内中小企業をいう。

第2章 競争入札の参加者の資格

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。
ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税及び地方消費税額
 - ウ 京都市（以下「本市」という。）の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (4) 工事の請負にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、小規模な修繕の請
負を除く。
 - ア 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けて建設業を営んでいること。
 - イ 建設業法第27条の23第1項の規定による審査を受けていること。
 - ウ 次に掲げる届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない

者を除く。

(ア) 健康保険法第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法第7条の規定による届出の義務

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

2 競争入札に参加しようとする者が、前営業者の入札参加資格に係る営業を相続、営業譲渡、合併、吸収分割、新設分割その他の適法な手続によって承継したときは、承継人において前項第2号及び第3号に掲げる資格を有しているものとみなす。

(工事の請負の競争入札の参加者の等級区分)

第3条 管理者は、前条第1項各号に掲げる資格を有する者のうち、別表1に定める工事種別の工事の請負の指名競争入札に参加しようとする者については、次に掲げる経営事項及び局評価事項を審査のうえ、同表に定める工事種別及び予定価格の金額（以下「予定価格」という。）に対応する等級に区分して格付することができる。

(1) 経営事項

国土交通大臣又は都道府県知事から建設業法第27条の29第1項の規定により通知を受けた総合評定値（建設業法第27条の23第1項に規定する審査により評価を受けたもので、格付しようとする年度の開始の日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降において当該審査を受けたものに限る。）

(2) 局評価事項

ア 局が発注した工事で、直前4年間に完成した工事に係る工事種別ごとの平均工事成績

イ 局における工事種別ごとの1件最高施工額

ウ 規程第24条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載された者としての工事種別ごとの継続年数

エ 第29条第1項の規定により直前1年間に措置された競争入札参加停止の期間

オ その他管理者が必要と認める事項

(工事の請負以外の契約の競争入札の参加者の等級区分)

第4条 管理者は、第2条第1項各号に掲げる資格を有する者のうち、工事の請負以外の契約の競争入札に参加しようとする者については、次に掲げる経営事項及び局評価事項を審査のうえ、等級に区分して格付することができる。

(1) 経営事項

国土交通省の「建設コンサルタント業務等請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」に準拠して算定された点数

(2) 局評価事項

ア 局における業務種別ごとの1件最高履行額

イ 規定第24条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載された者としての業務種別ごとの継続年数

ウ 第29条第1項の規定により直前1年間に措置された競争入札参加停止の期間

エ その他管理者が必要と認める事項

(資格の承継)

第5条 管理者は、規程第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は規程第24条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿（以下「競争入札有資格者名簿」という。）に登載した者（以下「競争入札有資格者」という。）の入札参加資格に係る営業が、相続、営業譲渡、合併、吸収分割、新設分割その他の適法な手続によって承継されたときは、承継人が第2条第1項各号（第2号及び第3号を除く。）に掲げる資格を有しない者である場合を除き、承継人に前営業者の資格を承継させることができる。この場合において、管理者は、前営業者について格付した等級があるときは、当該等級を変更することができる。

(競争入札有資格者名簿からの削除)

第6条 管理者は、競争入札有資格者名簿に登載した者が、第2条第1項各号に掲げる資格の一を欠くこととなったとき、又は規程第3条及び規程第23条若しくは規程第4条第2項及び規程第24条第2項の規定により提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したときは、競争入札参加資格の承認を取り消し、競争入札有資格者名簿から削除することができる。

第3章 競争入札等運用委員会

(構成)

第7条 規程第33条第1項に規定する京都市交通局競争入札等運用委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 管理者
- (2) 次長
- (3) 企画総務部長
- (4) 契約事務を所管する課長（以下「契約担当課長」という。）
- (5) 関係部長

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、管理者とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第9条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員は、会議に出席することができないときは、代理人を指名することができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該委員は、招集に応じ、又は会議に出席したものとみなす。
- 5 委員会の議事は、出席した委員の半数以上で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、第7条各号に掲げる者以外の者を委員会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(書面による議事)

第9条の2 委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。

- (1) 緊急を要することから会議を開催する時間的余裕がないことが明らかである場合
- (2) 前号に定める場合のほか、書面による議事を行う合理的な理由があると委員長が認めた場合

(部会)

第10条 委員会に、特定の事項を審議させるため、部会を置く。

2 部会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 企画総務部長
- (2) 契約担当課長
- (3) 関係部長

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、企画総務部長とする。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 9条及び前条の規定は、部会の招集及び議事について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(委員会の審議を経るもの及び部会の専決事項)

第11条 規程第33条第2項の規定により委員会の審議を経るもの及びその審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格が2億円以上の工事の請負 次に掲げる事項

ア 契約の方法

イ 一般競争入札の場合の入札参加資格

ウ 通常型指名競争入札の入札参加業者の指名

エ 意向反映型指名競争入札の意向確認の対象者の選定

オ 公募型指名競争入札の入札参加資格

- (2) 予定価格が2億円以上の製造の請負 次に掲げる事項

ア 契約の方法

イ 一般競争入札の場合の入札参加資格

ウ 事業所所在地、当該契約に係る請負の経験又は技術的適正等の必要な参加資格

- (3) 予定価格が8,000万円以上の動産（ただし、前号に該当するものを除く。）の買入れ又は売払い 次に掲げる事項

ア 契約の方法

イ 一般競争入札の場合の入札参加資格

2 前項の規定にかかわらず工事の請負については、予定価格が4億円未満のとき、製造の請負については、予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の手続きの特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上4億円未満のとき、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(庶務)

第12条 委員会及び部会の庶務は、契約担当課において行う。

第4章 一般競争入札

(一般競争入札の公告)

第13条 令第167条の6第1項及び規程第6条第1項の規定による公告は、京都市条例の公布等に関する条例第6条第1号に定めるところにより行うものとする。

2 管理者は、前項に規定する公告において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 特定競争入札参加資格に関する事項（事後確認型一般競争入札の場合は、事前確認資格及び事後確認資格について、それぞれ次に掲げる事項）

ア 資格の内容

イ 確認の方法

ウ 確認のために提出すべき書類の種類及び提出期限

エ 確認の結果の通知の方法及び時期（請求があったときのみ確認の結果を通知する場合にあっては、請求があったときのみ通知する旨、請求することができる期間並びに通知の方法及び時期）

オ 特定競争入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる期間

カ 前各号の他確認に必要な事項

(2) 落札者の決定に関する事項

ア 落札者決定の方法

イ 落札者決定の時期

ウ 落札者への通知の方法及び時期

エ 落札者以外の入札参加者に対する通知の方法及び時期（請求があったときのみ入札の結果を通知する場合にあっては、請求があったときのみ通知する旨、請求することができる期間並びに通知の方法及び時期）

オ 落札者とならなかった理由について説明を求めることができる期間

(共同企業体の取扱い)

第13条の2 規程第5条第1項及び規程第25条第1項に規定する共同企業体（以下「共同企業体」という。）を契約の相手方としようとする場合にあっては、京都市交通局共同企業体運用基準（以下「基準」という。）第11条第1項の規定による公示は、前条第1項に規定する公告に含めて行うものとする。

(一般競争入札参加者に必要な資格)

第14条 管理者は、令第167条の5の2の規定により、一般競争入札に参加しようとする者に必要な特定競争入札参加資格を定めるときは、発注する契約ごとに、次に掲げる事項の全部又は一部について、契約の内容等を総合的に勘案のうえ、定めるものとする。ただし、第6号にあっては、特別な事情がある場合を除き、当該特定競争入札参加資格に定めるものとする。

(1) 発注する契約に対応する業種又は種別についての競争入札有資格者であること。

(2) 管理者が指定する日又は期間において、第29条第1項の規定による競争入札参加停止を受け、その期間中でないこと。

(3) 発注する契約と同種の契約の履行実績があること。

- (4) 発注する契約に対応する技術者の配置予定その他の履行の体制が適切であること。
- (5) 発注する契約の履行の計画が適切であること。
- (6) 市内中小企業であること。
- (7) その他管理者が必要と認める要件を満たしていること。

- 2 特別の事情により、前項第6号に掲げる要件を当該特定競争入札参加資格に定めることができない場合にあっては、本市の区域内に本店、支店又はこれに準じる事業所を有するものを当該特定競争入札参加資格に定めるよう努めるものとする。

(一般競争入札参加資格の確認の申請等)

第15条 第13条の公告があったときは、当該公告に係る一般競争入札に参加しようとする者は、管理者が定める期間内に、管理者に対し、前条の規定により管理者が定めた特定競争入札参加資格（事後確認型一般競争入札の場合にあっては、事前確認資格に限る。以下この条において同じ。）の確認を申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による特定競争入札参加資格の確認の申請があったときは、申請者の当該資格の有無について確認し、別表2に定める入札の方式その他の区分に応じ、同表に定める方法により、申請者に対し確認の結果を通知するものとする。この場合において、特定競争入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付するものとする。

- 3 管理者は、前項の規定による確認の結果、特定競争入札参加資格がないと認めた者から、管理者が定める期間内に、書面により、その理由についての書面による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(落札決定の保留)

第15条の2 管理者は、開札の後、事後確認資格の確認その他の落札者の決定に必要な手続のために直ちに落札決定できないときは、必要な期間、落札決定を保留するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により落札決定を保留したときは、入札参加者に対し、落札決定を保留した旨及びその理由について、別表2に定める入札の方式その他の区分に応じ、同表に定める方法により通知又は宣告するものとする。

(事後確認資格の確認の対象者の指定)

第15条の3 事後確認資格の確認の申請は、当該事後確認資格に係る一般競争入札の有効入札者のうち管理者が指定する者のみが、管理者の指定する期間においてすることができるものとする。

- 2 管理者は、前項に規定する指定をしようとするときは、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 有効入札者全員を指定する方法
- (2) 最低価格入札者のみを指定する方法

(事後確認資格の確認)

第15条の4 前条第2項の規定により事後確認資格の確認について指定を受けた者（以下「申請指定者」という。）は、管理者が指定する日時までに、必要な書類を添えて事後確認資格の確認を申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請を受理したときは、申請した者のうち、予定価格の制限の範囲内において最も低い価格で入札した者（物品の売払いに係る契約にあっては、最も高い価格で入札した者。第15条の6第1項及び第24条の10において同じ。）について事

後確認資格の有無を確認するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、物件の買入れ又は借入れに係る事後確認型一般競争入札の事後確認資格が、管理者が指定する物件（以下「要求品」という。）若しくは性能、機能その他の仕様が要求品と同等であると認められる物件（以下「同等品」という。）を納入し、又は貸し出すことができる者であるか否かを確認するもの（以下「同等品確認」という。）である場合において、前条の規定により指定を受けた者が第1項に規定する申請を期日までに行わないときは、要求品により契約を履行することができるものとみなし、事後確認資格があるものとする。

（事後確認資格がない場合の入札の無効）

第15条の5 管理者は、前条第2項の規定により確認を受けた者（以下「確認対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その者は事後確認資格がないものと認め、その者のした入札は、無効とする。

- (1) 確認に必要な書類について、前条の規定により定めた提出期日までに提出しないとき。ただし、事後確認資格が同等品確認であるときを除く。
- (2) 確認のために提出された書類について、記載内容の不備、記載漏れ等があったとき。
- (3) 前各号のほか、第14条の規定により定めた特定競争入札参加資格を満たしていないと認められるとき。

（確認対象者の事後確認資格がないときの確認）

第15条の6 管理者は、確認対象者が事後確認資格がないと認められる場合において、当該確認対象者以外の申請指定者のうち予定価格の制限の範囲内において最も低い価格で入札した者について、事後確認の資格の確認を行うものとする。この場合において、当該確認対象者以外の者が第15条の3第1項に規定する指定を受けていないときは、管理者はその者について同項に規定する指定を行うものとする。

2 前2条の規定は、前項の規定により申請指定者となった者の事後確認資格を確認する場合に準用する。

3 前2項の規定は、第1項の規定により指定を受けた者について事後確認がないと認められた場合に準用する。

（事後確認資格の確認の結果の通知等）

第15条の7 管理者は、第15条の4第2項及び前条の規定による事後確認資格の確認の結果、当該資格がないと認めた者から、管理者が定める期間内に、当該資格の確認の結果の通知について請求があったときは、別表2に定める入札の方式その他の区分に応じ、同表に定める方法により、通知するものとする。この場合において、請求が書面によるもので、書面による説明を求めるものであるときは、同表の規定にかかわらず、通知は、書面により行うものとする。

（事後確認型一般競争入札の落札者決定）

第15条の8 管理者は、事後確認型一般競争入札を行った場合において、第15条の4第2項及び第15条の6の規定により事後確認資格の確認を行い、当該確認を受けた者について事後確認資格があると認められたときは、その者を落札者とする。

（落札決定の通知）

第15条の9 管理者は、一般競争入札の落札者を決定したときは、落札者に対し、別表2に

定める入札の方式その他の区分に応じ、同表に定める方法により、速やかにその旨を通知又は宣告するものとする。

- 2 管理者は、一般競争入札（規程第32条の2に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を除く。次項において同じ。）の落札者を決定したときは、当該競争入札の参加者のうち落札者とならなかった者に対し、別表2に定める入札の方式その他の区分に応じ、同表に定める方法により、次に掲げる事項を通知又は宣告するものとする。

- (1) 落札者を決定した旨
- (2) 落札者の商号又は名称
- (3) 落札金額

- 3 管理者は、一般競争入札の落札者を決定した場合において、落札者とならなかった者から、その理由の説明について請求があったときは、別表2に定める入札の方式その他の区分に応じ、同表に定める方法により通知するものとする。

（事後確認型一般競争入札の再度入札）

第15条の10 管理者は、入札の前に予定価格を公表しないこととした事後確認型一般競争入札を実施した場合において、入札をした者が次のいずれかに該当するときは、令第167条の8第4項の規定による再度の入札（以下「再度入札」という。）を行うものとする。

- (1) 有効入札者となった者がなかったとき。
- (2) 有効入札者となった者があり、その者に対して第15条の4第2項及び第15条の6の規定により事後確認資格の確認を行った結果、事後確認資格があると認められた者がなかった場合において、入札をした者のうち有効入札者とならなかった者が1以上あったとき。

（特定競争入札参加資格の確認の取消し）

第16条 管理者は、第15条第2項、第15条の4第2項及び第15条の6の規定による確認の結果、特定競争入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該確認を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定日時までに、第6条の規定により競争入札参加資格の承認を取り消され、競争入札有資格者名簿から削除されたとき。
- (2) 落札決定日時までに、第29条第1項の規定による競争入札参加停止を受けたとき。
- (3) その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、管理者は、必要と認めるときは、入札の公告の日から落札決定の日までの間の管理者が指定する日において第29条第1項の規定による競争入札参加停止を受けている者について、特定競争入札参加資格の確認を取り消すこととすることができる。

（設計図書又は仕様書等の閲覧等）

第17条 設計図書又は仕様書等の閲覧は、管理者が定める期間内に閲覧できるものとし、必要な者は、管理者が定める場所において、自己の負担により複写することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者は、必要と認めるときは、別に方法を定めることがある。

- 3 管理者が定める期間内に設計図書又は仕様書等に関する質問書の提出があったときは、契約担当課において受付け、当該質問書に対する回答書は、管理者が定める期限まで契約担当課において閲覧に供するものとする。

（現場説明会）

第18条 管理者が必要と認めるときは、現場説明会を行うことができるものとする。

(積算内訳書の提示)

第19条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する契約を一般競争入札により締結しようとするときは、当該一般競争入札に参加するすべての者又は当該一般競争入札において落札した者に、その者の行った当初の入札に係る積算内訳書を提示させることができる。

(1) 管理者が定める工事の請負の契約

(2) その他管理者が特に必要と認める契約

(虚偽の申請をした者の入札の無効)

第20条 規程第7条の2各号に掲げるもののほか、第15条第2項、第15条の4第2項及び第15条の6の規定による確認に際し虚偽の申請により特定競争入札参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

(電子入札システムによる一般競争入札の公告)

第21条 管理者は、電子入札システムによる一般競争入札を行おうとするときは、第13条に規定する当該競争入札の公告において、その旨を明らかにするものとする。

(電子入札システムによる一般競争入札の入札期間等)

第21条の2 電子入札システムによる一般競争入札の入札期間(入札データを電子入札システムに到達させることができる期間をいう。以下同じ。)は、3日間(日数の計算に当たっては、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)とする。ただし、管理者は、必要があると認めるときは、入札期間を伸縮することがある。

2 電子入札システムによる一般競争入札の開札は、前項の規定により定められた入札期間の最終日の翌日以降に行うものとする。

(入札データの送信方法)

第21条の3 入札データを電子入札システムに到達させる方法は、次のいずれかの方法に限るものとする。ただし、規程第32条の2に規定する特定調達契約(以下「特定調達契約」という。)に係る一般競争入札において持参又は書留郵便により入札書が局に到達したときは、この限りでない。

(1) インターネットを利用して入札データ(規程第7条第2項に規定する入札データをいう。以下同じ。)を送信する方法

(2) 入札端末機(規程第7条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。)を使用して入札データを送信する方法

2 管理者は、電子入札システムによる一般競争入札における入札データの送信方法について、インターネット又は入札端末機のいずれを使用するかについて指定することがある。

(電子入札システムの利用者登録)

第21条の4 電子入札システムによる一般競争入札に参加しようとする者(以下「電子入札参加者」という。)のうちインターネットを利用して一般競争入札のデータを送信しようとする者は、あらかじめ、インターネットを利用して電子入札システムの利用者登録(以下「利用者登録」という。)を行わなければならない。

2 管理者は、利用者登録があったときは、利用者登録の日の翌日(その日が休日である場合にあっては、その日の直後の休日でない日)に、当該利用者登録をした者

に係る競争入札有資格者名簿（京都市総務会計システムにおいて調製するものに限る。以下この条、次条第1項及び第21条の11第1項において同じ。）にその旨記録するものとする。

（インターネット入札者の入札データの送信等）

第21条の5 前条第2項の規定により競争入札有資格者名簿に利用者登録があった旨記録された者（以下「インターネット入札者」という。）は、第15条第1項の規定による特定競争入札参加資格の確認の申請（以下この条、第21条の7及び第21条の10第1項において「申請」という。）は、インターネットを利用して行わなければならない。

2 インターネット入札者のうちインターネットを利用して申請を行った者は、インターネットを利用して入札データを送信することができる。

3 第1項の場合において、インターネット入札者がインターネットを利用しないで申請を行ったときは、その者は当該申請に係る一般競争入札の入札データは、インターネットを利用して送信することはできないものとする。

（利用者登録の要件）

第21条の6 利用者登録は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合に限り行うことができるものとする。

(1) 競争入札有資格者名簿に登載されている者であること。

(2) あらかじめ、電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したものに限る。以下同じ。）の発行を受けている者であること。

(3) 第29条第1項の規定による競争入札参加停止を受けている者でないこと。

（入札端末機による入札データの送信等）

第21条の7 電子入札参加者のうちインターネットを利用しないで申請を行った者は、入札端末機を使用して入札データを送信しなければならない。

（カードの発行）

第21条の8 電子入札参加者のうち入札端末機を使用して入札データを送信しようとする者は、あらかじめ、管理者から、入札端末機利用者カード（規程第7条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。以下「カード」という。）の発行を受けなければならない。

2 前項の規定によりカードの発行を受けようとする者は、あらかじめ、管理者に対し、カードの発行について申請しなければならない。

3 管理者は、前項の規定によるカードの発行の申請があったときは、申請者が競争入札有資格者名簿に登載されている者であるか否かについて審査するものとする。この場合において、管理者は、申請者が当該名簿に登載されている者であるときは、速やかにカードを発行するものとする。

4 管理者は、第2項に規定する申請の受理にあたり申請者に対して当該カードの使用を予定する時期を確認するものとする。

5 第3項後段の規定にかかわらず、管理者は、前項の規定によりカードの使用を予定する時期の確認を行い、当該カードの利用に支障がないと認められるときは、カードについて、発行の期日を申請の日以後2週間以内の日において設定し、発行することができる。この場合において、カードの発行期日は、第2項に規定する申請の受理にあたり申請者に対して明ら

かにするものとする。

(パスワードの設定等)

第21条の9 前条第3項又は第5項の規定によりカードの発行を受けた者（以下「カード保有者」という。）は、当該カードを使用して入札を行うまでに、あらかじめ、入札端末機においてパスワードを設定しなければならないものとする。

2 カード利用者は、前項の規定により設定したパスワードを失念したときは、カード保有者であることを証明する書類を添えて、書面により、管理者に対し、京都市電子入札システムにおける当該カード保有者のしたパスワードの設定を無効とするよう求めることができる。

3 管理者は、前項の規定によりパスワードの設定を無効とするよう求めた者がカード保有者であることを確認したときは、当該カード保有者に係るパスワードの設定を無効とするものとする。

(入札端末機の一時使用)

第21条の10 インターネット入札者がインターネットを利用して申請を行った後に、インターネットを利用するための機材の故障その他の理由により、一時的にインターネットを利用して当該申請に係る一般競争入札の入札データを送信することができなくなったときは、当該競争入札に係る入札データの送信方法について、インターネットを利用する送信方法から入札端末機を使用する送信方法へ変更することができるものとする。

2 前項の規定により入札データの送信方法を変更しようとする者がカード保有者であるときは、当該カード保有者は、入札端末機を使用して入札データを送信しようとする一般競争入札の入札期間の最終日の1日前までに、管理者に対し、理由を付して入札端末機の一時使用の申請をしなければならないものとする。

3 第1項の規定により入札データの送信方法を変更しようとする者がカード保有者でないときは、その者は、入札端末機を使用して入札データを送信しようとする一般競争入札の入札期間の最終日の1日前までに、管理者に対し、第21条の8第2項に規定するカードの発行の申請を行うとともに、理由を付して入札端末機の一時使用の申請をしなければならないものとする。

(インターネット入札者の入札データの送信方法の変更)

第21条の11 インターネット入札者が、電子証明書の失効その他の理由により、インターネットを利用して入札データを送信することができなくなったときは、管理者に対し、理由を付して競争入札有資格者名簿の利用者登録に係る記録（以下「記録」という。）の抹消について申請しなければならないものとする。

2 管理者は、前項の規定による記録の抹消の申請があった場合において、インターネットを利用して入札データを送信することができないものと認められるときは、原則として、当該申請の日から1週間以内に当該申請に係る記録を抹消するものとする。

3 記録の抹消の申請をした者は、既にカードの発行を受けているときは、前項の規定による記録の抹消の作業の完了の日時以後において、入札端末機を使用して入札データを送信することができる。

(カードの盗難、紛失、破損及び再発行)

第21条の12 管理者は、カード利用者から、発行を受けたカードについて盗難、紛失、破損その他の原因により利用できなくなった旨の届出を受けたときは、当該カードを失効させ

る。

- 2 前項の規定により失効させたカードによる入札について、当該カードを失効させた日時以降に開札したときは、届出を行った者が有効である旨を申し立てたときを除き、当該入札は、無効とする。

(電子入札システムの障害による入札の取消し等)

第21条の13 管理者は、電子入札システムによる一般競争入札を行うため第13条に規定する公告を行った場合において、電子入札システムを構成する機器、ソフトウェア等に障害が発生したことにより当該公告において明らかにした入札の手続を行うことが不可能となったときは、当該競争入札を取り消すものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により一般競争入札を取り消したときは、直ちに、当該競争入札の参加者に対して通知するものとする。ただし、前項に規定する障害のため、入札参加者が不明であるときは、この限りでない。

第5章 指名競争入札

(通常型指名競争入札の指名の方法)

第22条 管理者は、通常型指名競争入札を行おうとするときは、発注する契約に対応する業種についての競争入札有資格者のうちから、発注する契約ごとに次に掲げる事項の全部又は一部について審査し、その結果を総合的に判断するとともに、指名及び受注の状況を考慮して令第167条の12第1項の規定による指名を行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 発注する契約と同種の契約の履行実績
- (4) 発注する契約と同種の契約についての履行の成績又は履行状況
- (5) 発注する契約についての技術的適性及び履行能力
- (6) 発注する契約についての地理的条件
- (7) 工事の請負にあつては、手持ち工事等の状況
- (8) 技術者等の配置状況、安全管理の状況及び労働福祉の状況
- (9) 第3条の規定による格付
- (10) その他特に留意する必要があると認められる事項

- 2 管理者は、前項の規定による指名を行おうとするときは、指名しようとする者に対して、書面、口頭又はインターネットを利用して通知するものとする。

(指名の優先)

第23条 管理者は、前条の規定により審査の結果を総合的に判断する場合において、特別な事情がある場合を除き、市内中小企業を優先して指名するものとする。

- 2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当する競争入札有資格者があるときは、他の競争入札有資格者に優先して指名することができる。

- (1) 発注する契約と同種の契約についての工事成績又は履行状況が優秀な者
- (2) 発注する契約と同種の契約の履行を得意とする者
- (3) 発注する契約の性質又は目的により、指名することが適当と認められる者

3 前2項の規定にかかわらず、工事成績又は履行状況が良好でない等優先する必要が認められない者については、同項の規定の対象としない。

(等級区分のある工事種別の工事の請負に係る指名)

第24条 管理者は、前2条に定めるもののほか、発注する工事に対応する工事種別に等級区分があるときは、発注する工事の予定価格に対応する等級に属する者を指名するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、発注する工事の予定価格に対応する等級以外の等級に属する者を指名することができる。

- (1) 緊急又は短期間に施工を完了する必要があるとき。
- (2) 特別な技術若しくは経験又は機械を必要とするとき。
- (3) 遠隔地において工事を施工するとき。
- (4) 発注する工事に対応する工事種別及び予定価格に対応する等級に属する者が少数であるとき。
- (5) 発注する工事に対応する工事種別の等級区分別発注件数に著しい不均衡があるとき。
- (6) 発注する工事の性質又は目的により、管理者が特に必要と認めるとき。

(意向反映型指名競争入札の指名の方法)

第24条の2 管理者は、意向反映型指名競争入札を行おうとするときは、発注する契約に対応する業種についての競争入札有資格者のうちから、当該指名競争入札の参加の意向を確認する対象者（以下「意向確認対象者」という。）を選定するものとする。

2 前項の規定による意向確認対象者の選定については、第22条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「通常型指名競争入札」とあるのは「意向反映型指名競争入札」と、「令第167条の12第1項の規定による指名」とあるのは「入札参加の意向の確認の対象者の選定」と、同条第2項中「指名」とあるのは「選定」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、発注する工事等の種目について、第3条の規定による格付を行っているときは、発注の規模に応じた等級に格付された者のみを意向確認対象者として選定することができるものとする。

4 管理者は、前3項の規定により選定した意向確認対象者に対し、意向の確認の対象となった契約及び当該契約に係る指名競争入札の概要その他の必要な事項を通知するものとする。

5 意向反映型指名競争入札に参加しようとする者は、前項の規定による意向の確認を受けたときは、管理者に対し、配置予定技術者に関する資料その他の必要な書類を添えて当該指名競争入札の参加の意向を申し立てなければならない。

6 管理者は、前項の規定により、意向反映型指名競争入札について参加の意向の申し立てを受けたときは、当該指名競争入札の参加の意向を確認するものとする。

7 管理者は、第4項の規定による確認の結果、意向確認対象者が前項に規定する参加の意向の申し立てを行ったときは、当該意向確認対象者について令第167条の12第1項の規定による指名を行うものとする。

8 管理者は、前項の規定により指名を行ったときは、別表2に定める入札の方式その他の区分に応じ、同表に定める方法により通知するものとする。

(公募型指名競争入札等の特定競争入札参加資格)

第24条の3 管理者は、公募型指名競争入札又は参加希望型指名競争入札を行おうとするときは、次に掲げる事項の全部又は一部について総合的に勘案して発注する契約ごとに特定競争入札参加資格を定めるものとする。ただし、第6号にあっては、特別の事情がある場合を除き、当該特定競争入札参加資格に定めるものとする。

- (1) 発注する契約に対応する業種について規程第24条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されていること。
 - (2) 管理者が指定する日又は期間において、第29条第1項の規定による競争入札参加停止を受け、その期間中でないこと。
 - (3) 発注する契約と同種の契約の履行実績があること。
 - (4) 発注する契約についての技術的適性及び履行能力を有すること。
 - (5) 発注する契約に対応する技術者の配置予定が適切であること。
 - (6) 市内中小企業であること。
 - (7) その他管理者が必要と認める要件を満たしていること。
- 2 特別の事情により、前項第6号に掲げる要件を当該特定競争入札参加資格に定めることができない場合にあっては、本市の区域内に本店、支店又はこれに準じる事業所を有するものを当該特定競争入札参加資格に定めるよう努めるものとする。
- 3 管理者は、必要と認めるときは、第1項第3号に規定する契約の履行実績について、局の発注による契約の履行実績に限ることとすることができる。

(公募型指名競争入札等の契約の申込みの誘引)

第24条の4 管理者は、公募型指名競争入札又は参加希望型指名競争入札を行おうとするときの公告その他の契約の申込みの誘引については、第13条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項に規定する公告」とあるのは「公募型指名競争入札又は参加希望型指名競争入札に係る公告その他の契約の申込みの誘引」と、「事後確認型一般競争入札」とあるのは「事後確認型指名競争入札」と読み替えるものとする。

(公募型指名競争入札の特定競争入札参加資格の確認等)

第24条の5 公募型指名競争入札（特定競争入札参加資格の確認を指名競争入札の入札の前に行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に係る契約の申込みの誘引があったときは、当該指名競争入札に参加しようとする者は、管理者が定めた日時までに、管理者に対し、第24条の3の規定により管理者が定めた特定競争入札参加資格の確認を申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による特定競争入札参加資格の確認の申請があったときは、申請者の特定競争入札参加資格の有無について確認するものとする。
- 3 管理者は、前項の規定による確認の結果、申請者が特定競争入札参加資格があると認められるときは、その者について令第167条の12第1項に規定する指名を行うものとする。

(公募型指名競争入札に係る特定競争入札参加資格確認結果の通知)

第24条の6 管理者は、次に掲げる指名競争入札に係る特定競争入札参加資格の確認（事後確認型指名競争入札に係る特定競争入札参加資格の確認を除く。以下この条において同じ。）の申請を受け、前条第2項に規定する確認を行ったときは、その結果について、申請者に対し、別表2に定める入札の方式その他の区分に応じ、同表に定める方法により通知するものとする。

- (1) 工事等に係る公募型指名競争入札
- (2) 電子入札システムによる物品等の調達に係る公募型指名競争入札
- (3) 電子入札システムによらない物品等の調達に係る公募型指名競争入札

- 2 管理者は、前項の規定による確認の結果、事前確認資格がないと認めた者から、管理者が

定める期間内に、その理由について説明を求められたときは、口頭又は書面（請求が、書面によるもので、書面による通知を請求したものである場合に限る。）により回答するものとする。

（事後確認型指名競争入札の事前確認資格の確認等）

第24条の7 管理者は、事後確認型指名競争入札に係る特定競争入札参加資格として次に掲げる事項を確認しようとするときは、事前確認資格として入札の前に確認するものとする。ただし、第2号に規定する競争入札参加停止に関する特定競争入札参加資格については、開札の後においても再度確認するものとする。

- (1) 物品等の調達に対応する業種について規程第24条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 管理者が指定する日又は期間において、第29条第1項の規定による競争入札参加停止を受け、その期間中でないこと。
- (3) 発注する契約と同種の契約について、局の発注による契約の履行実績があること。
- (4) 市内中小企業者であること。
- (5) 本市の区域内に本店、支店又はこれに準じる事業所を有すること。

2 管理者は、電子入札システムにより事後確認型指名競争入札を行おうとするときは、前項に規定する事前確認資格の確認は、電子入札システムにより行うものとする。

（参加希望型指名競争入札の特定競争入札参加資格の確認の申請）

第24条の8 管理者は、事後確認型指名競争入札として行う参加希望型指名競争入札に係る特定競争入札参加資格（事前確認資格を除く。）の確認のため、当該指名競争入札の参加者から確認の申請を受けなければならないときは、当該申請は、開札の後に受理するものとする。

（事後確認型指名競争入札の事前確認資格の確認）

第24条の9 事後確認型指名競争入札について公告その他の契約の申し込みの誘引があったときは、当該誘引に係る事後確認型指名競争入札に参加しようとする者は、管理者が定める期間内に、管理者に対し、事前確認資格の確認を申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による事前確認資格の確認の申請があったときは、申請者の当該資格の有無について確認し、申請者に対し確認の結果を別表2に定める入札の方式その他の区分に応じ、同表に定める方法により通知するものとする。この場合において、事前確認資格がないと認めた者に対しては、同表の規定にかかわらず、その理由を付するものとする。

3 管理者は、前項の規定による確認の結果、事前確認資格がないと認めた者から、管理者が定める期間内に、その理由について説明を求められたときは、口頭又は書面（請求が、書面によるもので、書面による通知を請求したものである場合に限る。）により回答するものとする。

（事後確認型指名競争入札の指名）

第24条の10 管理者は、事後確認型指名競争入札の参加者について事後確認資格があると認められるときは、当該参加者について令第167条の12第1項に規定する指名を行うものとする。

（事後確認型指名競争入札の落札者決定）

第24条の11 管理者は、前条の規定により事後確認型指名競争入札の指名を受けた者のう

ち、予定価格の制限の範囲内で最も低い価格をもって入札した者を当該指名競争入札の落札者とする。

(被指名者の数)

第25条 1の通常型指名競争入札において指名する競争入札有資格者の数は、発注する契約の予定価格に応じ、原則として、次に掲げるところによる。

- | | |
|--------------------------|-------|
| (1) 予定価格が1千万円未満の契約 | 5者以上 |
| (2) 予定価格が1千万円以上5千万円未満の契約 | 7者以上 |
| (3) 予定価格が5千万円以上1億円未満の契約 | 8者以上 |
| (4) 予定価格が1億円以上の契約 | 10者以上 |

2 前項の規定にかかわらず、通常型指名競争入札により発注する契約が次のいずれかに該当するときは、前項各号に定める予定価格に対応する被指名者の数に満たない数の競争入札有資格者を指名することができる。

- (1) 特殊な専門的技術等を必要とする契約であるとき。
- (2) 履行できる能力を有する者が少ない契約であるとき。
- (3) 同時期の発注が特に多い契約であるとき。
- (4) 緊急その他特別の事由がある契約であるとき。

3 第1項の規定は、意向反映型指名競争入札の意向確認対象者の選定を行うときに準用する。この場合において、第1項中「通常型指名競争入札において指名する競争入札有資格者」とあるのは「意向反映型指名競争入札において選定する意向確認対象者」と読み替える。

4 第1項及び第2項の規定は、公募型指名競争入札の特定競争入札参加資格を定めるときに準用する。この場合において、第1項中「通常型指名競争入札において指名する競争入札有資格者」とあるのは「公募型指名競争入札において特定競争入札参加資格を定めるときに目標とすべき当該指名競争入札の参加者」と、第2項中「通常型指名競争入札」とあるのは「公募型指名競争入札」と読み替える。

(特定調達契約に係る指名競争入札)

第25条の2 第22条から前条までの規定にかかわらず、規程第32条の2に規定する特定調達契約に係る指名競争入札については、規程第5章に定めるところによるほか、別に定める。

2 規程第32条の7第3項の規定による指名は、指名競争入札通知書により行う。

(指名の取消し)

第26条 第22条から前条までの規定により指名した者が、次条の規定により準用する第16条の規定により特定競争入札参加資格の確認を取り消されたときは、管理者は、当該指名を取り消すものとする。

2 前項の規定は、事後確認型指名競争入札において事前確認資格があると認めた場合に準用する。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第27条 次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ同表右欄に掲げる指名競争入札により契約を締結しようとする場合に準用する。

第15条の2	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公
--------	--------------------------

	募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札及び事後確認型指名競争入札を含む。）
第15条の3から第15条の8まで	事後確認型指名競争入札
第15条の9	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札及び事後確認型指名競争入札を含む。）
第15条の10	事後確認型指名競争入札
第16条	公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札及び事後確認型指名競争入札を含む。）
第17条から第21条の4まで	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札及び事後確認型指名競争入札を含む。）
第21条の5	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札を除く。）
第21条の6	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札を含む。）
第21条の7	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札を除く。）
第21条の8及び第21条の9	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札を含む。）
第21条の10	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札を除く。）
第21条の11から第21条の13まで	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札を含む。）

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第15条の3第1項	一般競争入札	指名競争入札
第15条の4第3項	事後確認型一般競争入札	事後確認型指名競争入札
第15条の5	第14条	第24条の3
第15条の9	一般競争入札	指名競争入札
第15条の10	事後確認型一般競争入札 1以上あったとき	事後確認型指名競争入札 2以上あったとき
第16条第1項	第15条第2項、第15条の4第2項及び第15条の6	第15条の4第2項、第15条の6、第24条の5第2項及び第24条の8第2項
第16条第2項	公告	公告その他の契約の申込みの誘引
第19条	一般競争入札	指名競争入札
第20条	第15条第2項、第15条の4第2項及び第15条の6	第15条の14第2項、第15条の6、第24条の5第2項及び第24条の8第2項
第21条	一般競争入札 第13条に規定する当該競争入札の公告	第22条第1項の規定による指名、第24条の2第4項の規定による通知又は第24条の4において準用する第13条第2項の規定による公告その他の契約申込みの誘引

第21条の2、第21条の3、第21条の4第1項	一般競争入札	指名競争入札
第21条の5第1項	第15条第1項の規定による特定競争入札参加資格の確認の申請	第24条の2第5項の規定による意向反映型指名競争入札に係る参加の意向の申立て及び第24条の5第1項の規定による公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札を除く。）の参加の申請
第21条の5第3項	一般競争入札	指名競争入札
第21条の7	申請を行った者	第22条第1項の規定による通常型指名競争入札の指名を受け、第24条の2第1項の規定による意向反映型指名競争入札の意向確認対象者に選定され、又は申請を行った者
第21条の10第1項	一般競争入札	指名競争入札
	申請を行った	第22条第1項の規定による通常型指名競争入札の指名を受け、第24条の2第1項の規定による意向反映型指名競争入札の意向確認対象者に選定され、又は申請を行った
第21条の10第2項及び第3項	一般競争入札	指名競争入札
第21条の13第1項	一般競争入札	指名競争入札
	第13条に規定する当該競争入札の公告	第22条第1項に規定する指名、第24条の2第4項に規定する通知又は第24条の4において準用する第13条第2項の規定による公告その他の契約の申込みの誘引
第21条の13第2項及び第21条の14	一般競争入札	指名競争入札

（共同企業体の取扱い）

第28条 共同企業体を契約の相手方としようとする場合にあっては、基準第8条第2項の規定による予備指名は、第22条から第26条までの規定に準じて行うものとする。ただし、予備指名する競争入札有資格者の数は、4以上の共同企業体が結成できる数とするものとする。

第6章 競争入札参加停止

（競争入札参加停止）

第29条 管理者は、別に定めるところにより、競争入札有資格者及び共同企業体について、競争入札参加停止（以下「参加停止」という。）を行うことがある。

2 管理者は、別に定めるところにより、参加停止に係る競争入札有資格者を構成員に含む共同企業体について、参加停止を行うことがある。

(参加停止に係る競争入札有資格者の取扱い)

第30条 管理者が前条の規定により参加停止を行ったときは、当該参加停止に係る競争入札有資格者又は共同企業体について、特定競争入札参加資格の確認に際し当該資格があると認めてはならない。この場合において、その者について、現に特定競争入札参加資格があると認めているときは、当該資格の確認を取り消すことができるものとする。

2 管理者が前条の規定により参加停止を行ったときは、当該参加停止に係る競争入札有資格者又は共同企業体を指名し、又は予備指名してはならない。この場合において、その者を現に指名し、又は予備指名しているときは、当該指名又は当該予備指名を取り消すものとする。

(参加停止に関する事項)

第31条 前2条に定めるもののほか、参加停止に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 契約の締結

(契約の不締結)

第32条 一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定し、又は随意契約により契約の相手方となるべき者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に落札者又は契約の相手方となるべき者が次のいずれかに該当するときは、当該契約（以下「対象契約」という。）を締結しないものとする。

- (1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき。
- (2) 役員又はその使用人（法人ではなく個人である場合は本人。以下同じ。）が、贈賄又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の違反の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- (3) 私的独占の禁止又は公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令（課徴金納付命令又は排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた際に課徴金が全額免除された場合を除く。）を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。
- (4) 役員又はその使用人が、談合又は公契約関係競売等妨害の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。
- (5) 局から要綱第29条第1項の規定により競争入札参加停止を受けたとき。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合を除く。

ア 対象契約以外の契約において、落札後に契約（以下「参照契約」という。）を締結しないことにより、京都市交通局競争入札参加停止取扱要綱（以下「参加停止取扱要綱」という。）別表9(1)オの規定による競争入札参加停止を受けた場合であって、対象契約の落札決定日（随意契約を締結する場合にあつては契約の相手方の決定日。以下同じ。）が参照契約の落札決定日の前日以前である場合

イ 契約の締結の予定日前に当該競争入札参加停止の期間が満了している場合

ウ 競争入札参加停止の期間（京都市交通局競争入札参加停止取扱要綱第6条第2項又は第3項の規定により加えられた期間があるときは、当該期間を除いた期間。次条第1項第2号イにおいて同じ。）が3月に満たない場合

- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該落札者又は契約の相手方となるべき者と契約を締結す

ることが不相当であると認められるとき。

(随意契約に関する基準)

第33条 工事の請負について随意契約（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号、第3号若しくは第4号に規定が適用される契約又は地方公共団体の物品等又は地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される契約を除く。）を行うことができる場合の基準は、京都市交通局工事の請負に係る随意契約ガイドラインにおいて定める。

2 物品等の調達について随意契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される契約を除く。）を行うことができる基準は、京都市交通局物品等の調達に係る随意契約ガイドラインにおいて定める。

(随意契約の締結に係る決定書案の記載事項)

第33条の2 随意契約の締結に係る決定書案には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 随意契約を行う理由
- (2) 随意契約の根拠となる法令の規定
- (3) 契約の相手方を選定した理由

(競争入札参加者間における下請等の禁止)

第34条 局が実施した競争入札において落札し契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）と、当該競争入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）が、当該競争入札に係る契約の履行に当たって元請負と下請負その他の経済的利益を共有する関係となることは、公正な競争を阻害するおそれがあることに鑑み、次の表の第1欄に掲げる契約の種類（混合契約にあっては、主な契約の種類をもって当該契約の種類とする。）に応じ、競争入札においてそれぞれ契約者が同表の第2欄に掲げる事項を行うこと及び非落札者が同表の第3欄に掲げる事項を行うことを禁止する。ただし、それぞれ同表の第4欄に掲げる場合を除く。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
公共工事の請負の契約（京都市交通局競争入札等取扱要綱第1条の2第7号に規定する事後型一般競争入札において契約書を決定するものを除く。）	非落札者に当該公共工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）請け負わせること。	契約者から、契約者の対象となった公共工事に係る建設工事を請け負わせること（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約をしない場合を含む。）。	契約者が、契約の対象となった公共工事の施工において、特許権その他の排他的権利に係る技術の使用その他やむを得ない事由により、非落札者に建設工事を行わせる必要があるため、あらかじめ文書による局の承諾を得たとき。
公共工事の請負以外の契約	非落札者から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達する	契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給すること。	契約者が、非落札者以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利

	こと。		に係る物件の調達やその他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による局の承諾を得たとき。
--	-----	--	--

第8章 雑則

第35条 この要綱に定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者の資格及び競争入札の方法に関し必要な事項は、別に定めのある場合を除き、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年5月2日から施行する。

(関係基準等の廃止)

2 京都市交通局工事請負契約にかかる京都市交通局指名競争入札参加者指名基準及び京都市交通局指名業者選定委員会要綱は廃止する。

附 則（平成7年4月1日）

この要綱は、決定日から施行し、適用する。

附 則（平成10年4月1日）

この要綱は平成10年4月1日から施行し、適用する。

附 則（平成11年10月27日）

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成13年7月17日）

この要綱は、決定日から施行し、適用する。

附 則（平成14年12月27日）

この要綱は、平成15年1月1日から施行し、適用する。

附 則（平成15年4月1日）

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、適用する。

附 則（平成15年10月31日）

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附 則（平成16年4月1日）

この改正要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この改正要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月30日）

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市交通局競争入札等取扱要綱の規定は、この要綱の施行

の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成18年4月1日）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年5月18日決定）

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の京都市交通局競争入札等取扱要綱（以下「改正前要綱」という。）

第2条第1項の規定により競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められた者又は改正前要綱第5条の規定により承継人となった者は、それぞれ、この要綱による改正後の京都市交通局競争入札等取扱要綱（以下「改正後要綱」という。）第2条第1項に規定する競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められた者又は改正後要綱第5条の規定による承継人とみなす。

3 この要綱の施行の日前に規程第2条第1項の規定により告示された一般競争入札に参加する者に必要な資格又は規程第20条第1項の規定により告示された指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査については、なお従前の例による。

（適用区分）

4 この要綱による改正後の京都市交通局競争入札等取扱要綱（以下「改正後要綱」という。）

の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる入札の公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後に競争入札参加資格を取消し、競争入札有資格者名簿から削除しようとするときの競争入札に参加しようとする者に必要な資格については、改正後要綱第2条第1項の規定を適用する。

附 則（平成21年6月30日決定）

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱による改正後の京都市交通局競争入札等取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成23年3月30日決定）

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の京都市交通局競争入札等取扱要綱（以下「改正前要綱」という。）

第2条第1項の規定により競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められた者又は改正前要綱第5条の規定により承継人となった者は、それぞれ、この要綱による改正後の京都市交通局競争入札等取扱要綱（以下「改正後要綱」という。）第2条第1項に規定する競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められた者又は改正後要綱第5条の規定

による承継人とみなす。

- 3 この要綱の施行の日前に規程第2条第1項の規定により告示された一般競争入札に参加する者に必要な資格又は規程第22条第1項の規定により告示された指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査については、なお従前の例による。

(適用区分)

- 4 改正後要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる入札の公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後に競争入札参加資格を取消し、競争入札有資格者名簿から削除しようとするときの競争入札に参加しようとする者に必要な資格については、改正後要綱第2条第1項の規定を適用する。

附 則（平成24年9月28日決定）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の京都市交通局競争入札等取扱要綱（以下「改正前要綱」という。）第2条第1項の規定により競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められた者又は改正前要綱第5条の規定により承継人となった者は、それぞれ、この要綱による改正後の京都市競争入札等取扱要綱（以下「改正後要綱」という。）第2条第1項に規定する競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められた者又は改正後要綱第5条の規定による承継人とみなす。

(適用区分)

- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後に競争入札参加資格を取り消し、競争入札有資格者名簿から削除しようとするときの競争入札に参加しようとする者に必要な資格については、改正後要綱第2条第1項の規定を適用する。

附 則（平成25年4月1日決定）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月31日決定）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市交通局競争入札等取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成26年4月1日決定）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月10日決定）

この要綱は、平成27年1月19日から施行する。

附 則（平成27年11月10日決定）

この要綱は、平成27年11月11日から施行する。

附 則（平成29年9月28日決定）

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市交通局競争入札等取扱要綱（以下「改正要綱」）第2条の規定は、平成30年4月以後の登録に係る京都市競争入札参加資格の申請から適用する。

附 則（平成31年3月29日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年3月29日決定）

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

(関係要綱等の廃止)

3 京都市交通局公募型指名競争入札取扱要綱及び京都市交通局意向反映型指名競争入札取扱要綱は廃止する。

附 則（令和4年3月18日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日決定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条 関係)

工事種別	等 級	予定価格の範囲
土木工事	A	5, 5 0 0 万円以上
	B	5, 5 0 0 万円未満
建築工事	A	5, 0 0 0 万円以上
	B	5, 0 0 0 万円未満